

下川町自治基本条例検討職員プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 「自治基本条例」について庁内で検討するため、自治基本条例検討職員プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、自治基本条例制定に向け、その目的や条例に盛り込むべき内容及び関連する個別事項等について、調査研究及び検討を行う。

2 調査結果及び検討した内容については、町長に随時報告する。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は公募を原則とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを各1名置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、委員の互選による。

3 リーダーはプロジェクトチームを総括し会議を主宰する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集する。

2 プロジェクトチームの会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 プロジェクトチームの事務局は、総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。